

第2編

良好な景観づくりの推進に関する事項

第2編では、第1編の「景観づくりのための基本的な事項」を受け、具体的に景観づくりを進めるため、景観法で規定している諸制度などについて位置づけます。

第1章 大規模行為に関する景観形成基準

- 1 届出対象行為
- 2 景観形成基準
- 3 国、地方公共団体等の行為について

第2章 屋外広告物に関する景観形成基準

- 1 景観づくりの方針
- 2 景観形成基準

第3章 地域の景観ルール

- 1 景観法に基づく景観ルール
- 2 他法令に基づくまちづくりルール

第4章 その他良好な景観づくりに関する事項

- 1 景観法に基づく施策
- 2 関連施策の活用

第1章 大規模行為に関する景観形成基準

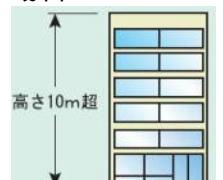
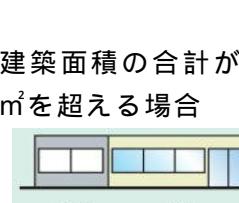
一定の規模を超える建築等（以下「大規模行為」という。）は、その行為自体が地域の景観に大きな影響を与えます。第1編の景観づくりの方針を実現するために、市民、事業者の理解を得ながら、こうした大規模行為を景観法に基づく届出・勧告制度によって緩やかな規制・誘導を行い、良好な景観の維持・保全、創出を図ります。

1 届出対象行為

全市域において、以下の行為を届出対象とします。

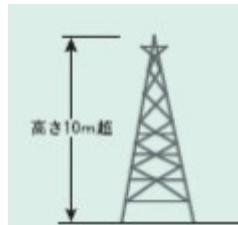
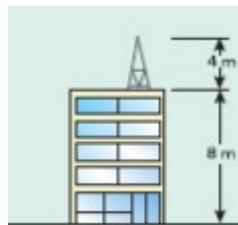
(1) 建築物

次に掲げる行為、規模に該当する場合は、景観法第16条第1項第1号の規定に基づき行為着手の30日前に届出が必要となります。

		届出対象行為	
届出対象となる行為	景観法第16条第1項に基づく行為	例)	
	<p>「新築」 「増築」 「改築」 「移転」 「外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更」</p>	<p>高さ10m又は建築面積1,000m²を超える場合</p>  <p>建築面積1,000m²超</p>	
届出対象となる規模	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>高さが10mを超えるもの（増築又は改築により新たに10mを超えることとなる場合を含む。「外壁の色彩の塗り替え」については、鉛直投影で一壁面の面積の過半を超える場合）</p> <p>建築面積が1,000m²を超えるもの（増築又は改築により建築面積が1,000m²を超えることとなる場合を含む。但し、増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が10m²以内の場合を除く。「外壁の色彩の塗り替え」については、鉛直投影で一壁面の面積の過半を超える場合。）</p> <p>* 色彩の塗り直しであっても外観の変更を伴う場合は、届出の対象となります。</p>	<p>増築部分の高さが10mを超える場合</p>  <p>既存 増築</p> <p>10m超</p> <p>建築面積の合計が1,000m²を超える場合</p>  <p>既存 500m² 増築 1,200m²</p>	

(2) 工作物

次に掲げる行為、規模に該当する場合は、景観法第16条第1項第2号に基づく届出が必要となります。

届出対象行為		
届出対象となる行為	景観法第16条第1項第2号に基づく行為	<p>「新設」 「増築」 「改築」 「移転」 「外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更」</p>
届出対象となる規模	次のいずれかに該当するもの	<p>高さが10mを超えるもの（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては地盤面から当該工作物の上端までの高さとする。また、改造により新たに高さが10mを超えることとなる場合を含む。） * 色彩の塗り直しであっても外観の変更を伴う場合は、届出の対象となります。</p> <p>例)</p> <p>高さが10mを超える場合</p>  <p>既存建築物の高さとの合計が10mを超える場合</p> 

(3) 開発行為

本市では、開発許可制度および「秋田市都市環境の創造および保全に関する制度」の一環である「秋田市宅地開発に関する条例」に基づく届出等により、優良な宅地開発を促進、計画的で秩序あるまちづくりの推進および良好な居住環境の整備を図っています。開発行為については、これらの制度により、緑化等景観に対しても十分に配慮されていることから、本計画では、景観形成方針のみを定め、条例で届出対象行為から除外することとします。

景観形成方針
<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の整備を図り、住みやすく安全なまちづくりを進めます。 ・土地利用に応じた公共施設などの整備を行います。 ・緑豊かな、ゆとりあるまちづくりを進めます。

(4) 条例での対応

建築物や工作物に関する届出基準は、現行の都市景観条例に定める内容とあまり差異はありませんが、建築物の増改築等で10m²以内の場合は、届出対象から除外することとし、一部基準を緩和しました。計画策定後は、届出基準に係る事項を条例に定めます。

また、景観法への制度移行により生じる手続面での変更箇所は、次ページの表のとおりとなります。

大規模行為に関する規制の変更について

区分	現行	景観計画策定後	市民による景観形成を経て規制強化した場合 (条例改正が必要)
届出対象	建築物・工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	変更なし	次の行為について、必要なものを届出対象とすることができます。届出対象とする規模も定めることができます。 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 開発行為 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 木竹の植栽又は伐採 さんごの採取 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 水面の埋立て又は干拓 夜間照明 火入
	広告物の表示、移転もしくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移転、修繕もしくは色彩の変更	届出必要なし (屋外広告物許可申請と一本化)	
	高さが10mを超えるもの (増築又は改築により新たに10mを超えることとなる場合を含む。「外壁の色彩の塗り替え」については、面積の過半を超える場合)	高さが10mを超えるもの (増築又は改築により新たに10mを超えることとなる場合を含む。「外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更」については、鉛直投影で一壁面の面積の過半を超える場合)	
景観形成基準	建築物・工作物について、全市を対象とした項目別基準 建築物について、建築物の用途別基準 -	建築物・工作物について、全市を対象とした項目別基準(内容に変更・追加あり) 建築物について、建築物の用途別基準(内容に変更あり) 建築物・工作物について、地域別基準(新設)	市民合意の程度と規制目的に応じて決定される。
手続フロー	<pre> graph TD A[届出 (建築確認申請等の30日前まで)] --> B[適合] A --> C[不適合] B --> D[法令手続 確認申請等] C --> E[勧告] E --> F[事実の公表] D --> G[着手 届出から30日間の着手制限] G --> H[事実の公表] </pre>	<pre> graph TD A[届出 (行為の30日前まで)] --> B[適合] A --> C[不適合] B --> D[着手 届出から30日間の着手制限] C --> E[勧告 (届出から30日以内)] E --> F[事実の公表] D --> G[事実の公表] </pre>	<pre> graph TD A[届出 (行為の30日前まで)] --> B[適合] A --> C[不適合] B --> D[着手 届出から30日間の着手制限] C --> E[勧告 (届出から30日以内)] E --> F[是正命令 (届出から30日以内)] F --> G[事実の公表] D --> H[事実の公表] </pre>
いき場告場合に従措置な	事実の公表 ・秋田市都市景観条例に基づき事実の公表をすることができる。(自主制度)	事実の公表 ・秋田市都市景観条例に基づき事実の公表をすることができる。(自主制度)	事実の公表 ・秋田市都市景観条例に基づき事実の公表をすることができる。(自主制度) 是正命令 条例で対象となる行為(特定届出対象行為)を定める必要がある。
罰則	-	30万円以下の罰金 ・届出をしないか、虚偽の届出をした場合 ・届出から30日後よりも前に行為に着手した場合	1年以下の懲役または50万円以下の罰金 ・原状回復命令に従わない場合 50万円以下の罰金 ・是正命令に従わない場合 30万円以下の罰金 ・届出をしないか、虚偽の届出をした場合 ・届出から30日後よりも前に行為に着手した場合

2 景観形成基準

届出対象となる大規模行為については、以下の通り景観形成基準を定め、良好な景観の形成を図ります。

(1) 建築物

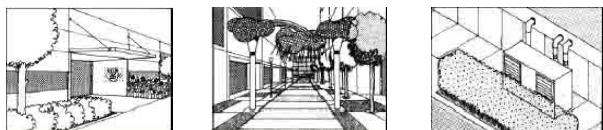
届出対象となる大規模行為建築物については、「周辺との調和」と「景観資源との調和」が図れることが第一に求められます。その上で第1編で定めた方針や行為地の用途地域等都市計画上の土地利用に応じ、**共通基準**、**建築物の用途別基準**、**地域別基準**を定めます。対象となる建築物について、**の該当する項目全ての基準が適用されます。**

共通基準

届出対象となる建築物の大規模行為に関する共通基準として次のとおり定めます。

配置・規模

内容	景観形成基準
外壁の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等に面する側においては、隣接する壁面ラインを統一する。 ・道路等から後退することにより圧迫感を軽減する。 ・隣接地とお互いに協力し、広場等のゆとりある空間を創出する。
建築物の規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺との調和を考慮し、突出感や圧迫感を与えないように規模を調節する。 ・壁面設備（室外機等）、付属設備（受変電設備、ゴミ置き場等）は、道路等から見える位置に設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺と調和のとれたデザインとする。



意匠・形態

内容	景観形成基準
高さ・屋根 ・外壁等の 意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ファサードの表情を豊かにするなどデザインを工夫する。 ・地域全体が統一感のある意匠になるようする。 ・周辺と調和した屋根の形態、壁面ラインにする。 ・自然景観に面した行為地においては、自然との一体感を演出するような意匠とする。 ・伝統的、歴史的要素等の周辺要素に配慮し、調和のとれたデザインにする。
設備等の壁面へ の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面設備を設置する場合には、建築物と一体となったデザインとする。 ・広告物を設置する場合には、周辺の街並みに配慮し、調和のとれたデザイン、位置および大きさとする。
照明の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ライトアップにより、夜間の街並みの景観演出をする。 ・屋外照明は過剰な光が周囲に散乱しないような光源の種類、位置、光量等にする。 ・安全性、利便性を考慮した夜間照明にする。



色彩・素材

内容	景観形成基準
外壁・屋根の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 基調となる色（鉛直投影で一壁面の面積の過半を占める色）は、彩度5以下とする。 彩度5を超える色彩をアクセント色として使用する場合は、屋根又は外壁（鉛直投影）の面積の10%以内とする。 色彩を組み合わせる場合は、それぞれの色彩の色調（トーン）をそろえる。 外壁と屋根の色彩の組み合わせを工夫し、周囲に違和感を与えないようにする。 歴史的景観資源に隣接する行為地においては、使用する色彩を類似のものとする。 住宅地に面する側の外壁等の基調となる色は、住民の日常生活に不快感を与えないものにする。
外壁・屋根の素材	<ul style="list-style-type: none"> 外壁材等は、耐久性、耐候性等のある材料を使用する。 自然景観に面した行為地においては、自然との一体感を演出するような素材とする。

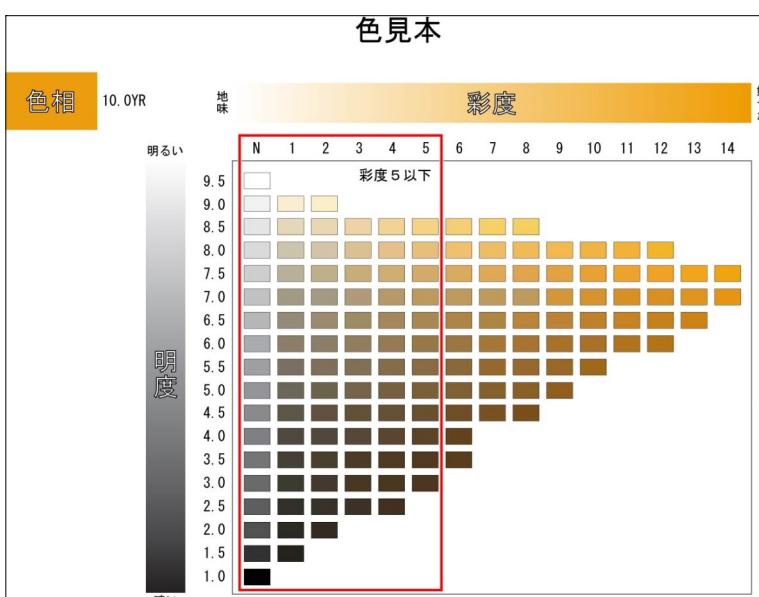
参考：マンセル値

「外壁・屋根の色彩」では、色を「色相（赤、青、黄などの色あい）」、「明度（色の明るさ）」、「彩度（色のあざやかさ）」について、数字とアルファベットの組み合わせで表現する「マンセル値」を用いています。

色相10.0YRの明度と彩度の値の変化による色見本を右図に表現しました。

赤い線で囲んだ範囲は「彩度5以下」となる色です。この範囲を超えると、色彩のあざやかさが高くなり、大規模な建築物の外壁等に広範囲に用いると、まちなりに違和感や突出感を与えててしまいます。

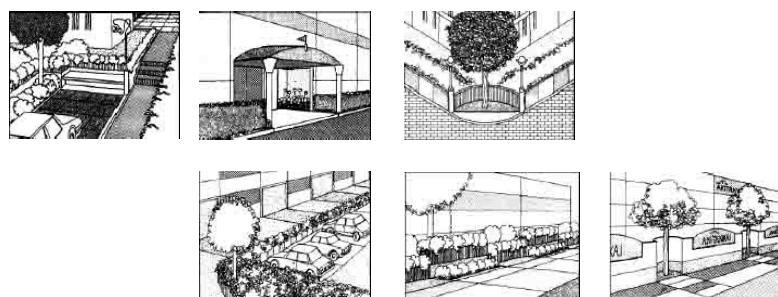
そこで、本市では、大規模な建築物の外壁の色彩について、「基調となる色は、彩度5以下とする。」と基準を定めています。



※この表は、マンセル色体系に基づき、色の3属性（色相、明度、彩度）により色彩を表現しています。
※この表では、マンセル色体系の概要を説明しています。実際の色彩とは異なりますのでご注意ください。

外構・緑化

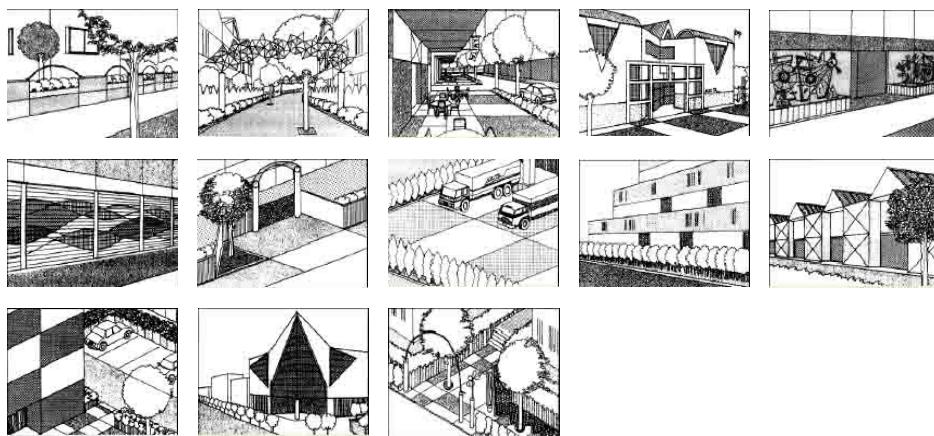
内容	景観形成基準
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する箇所については、沿道緑化する。 季節により移り変わる緑化により、景観を演出する。 植栽は、地域にあった樹木を選定する。 既存の樹木等を保存したり効果的に移植して、活用する。
駐車場の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 規模の大きな屋外駐車場は、特に緑化する。
敷地境界 (墁・柵など)	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界部分はできるだけ生垣とし、塀、柵等を設置する場合は、圧迫感や閉塞感がないような意匠・形態、色彩とする。 道路等に面する部分は、壁面を後退させオープンスペースを確保し、植栽等によりゆとり空間を創出する。



建築物の用途別基準

住宅や店舗などの建築物の種類ごとに次のとおり基準を定めます。

建築物の種類	景観形成基準
住宅・集合住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・道路沿いを緑で囲み、街灯等で演出する。 ・空地を憩いの空間としてデザインする。 ・ゴミ置き場のデザインを工夫する。
事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面後退などで小広場を工夫し、歩行者空間を確保する。 ・通りから見せる建物内のホールを工夫する。 ・歩道と調和のとれた舗装仕上げにする。
工場・倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入口の扉、シャッターのデザインを工夫する。 ・門の前にゆとりのスペースを設ける。 ・道路沿いを緑で囲み、街灯等で演出する。 ・サービスヤードを緑等で覆うようとする。 ・通りに面する高い壁面を後退させる。 ・屋根・壁面のデザインを工夫する。
店舗・遊技場など	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境と違和感のない意匠・形態、色彩にする。 ・照明は、光の色彩の組み合わせを工夫する。 ・通りから見せる建物内のホールを工夫する。 ・駐車場の配置を工夫し、周囲を緑化する。 ・ショーウィンドー、シースルーシャッター等を設け、閉店後の演出をする。
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ランドマークとなる外観とする。 ・オープンスペース等、憩いの空間を創造する。



地域別基準

第1編の「地域別方針」で定めた地域の特性に配慮した景観づくりの方針に基づき、次のとおり建築物の地域別基準を定めます。

中央地域

地域特性	景観形成基準
秋田駅西口周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・県都にふさわしい建築ファサード、看板等のデザインや美しい夜間景観の演出に配慮する。 ・主な交差点付近では、ショーウィンドーや建築ファサード等に配慮した意匠・形態とする。 ・千秋公園に面する行為地においては、公園との連続性に配慮する。
千秋公園周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・商業・教育施設が立地するお堀周辺では、公園との連続性に配慮した意匠・形態とする。 ・使用する色彩は、公園の緑と調和するものとする。
川反周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・旭川の親水性と調和した意匠・形態、色彩とする。 ・建物ファサード、看板等のデザインや美しい夜間景観の演出に配慮する。
寺町周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着きのある雰囲気を継承した意匠・形態とする。 ・突出感を抑え、境内の緑と調和する色彩とする。
歴史的建造物周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・旧羽州街道沿いに点在する歴史的建造物周辺では、その雰囲気を継承した意匠・形態とする。
太平山への眺望	<ul style="list-style-type: none"> ・千秋公園・旭川周辺で太平山を背景とする行為地においては、周辺と調和する意匠・形態、色彩とし、眺望景観を阻害しないよう、高さを工夫する。

東部地域

地域特性	景観形成基準
秋田駅東口周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・建物ファサード、看板等のデザインや美しい夜間景観の演出に配慮する。
秋田駅東中央線・横山金足線周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・ロードサイド型店舗が連なる行為地においては、施設周辺の沿道緑化に努める。
歴史的建造物周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・天徳寺等歴史的建造物周辺では、その雰囲気を継承した意匠・形態とする。
太平山への眺望	<ul style="list-style-type: none"> ・太平山を背景とする行為地においては、周辺と調和する意匠・形態、色彩とし、眺望景観を阻害しないよう、高さを工夫する。

西部地域

地域特性	景観形成基準
大森山への眺望	<ul style="list-style-type: none"> ・新屋表町通りに近接する行為地においては、周辺と調和する意匠・形態、色彩とし、眺望景観を阻害しないよう高さを工夫する。
歴史的建造物周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・日吉神社や新屋表町通りの酒蔵等の歴史的建造物周辺の行為地においては、その雰囲気を継承した意匠・形態とする。
海岸沿い地域	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺空間の親水性に調和した意匠・形態とする。

南部地域

地域特性	景観形成基準
御所野ニュー タウン	・住宅地に近接する行為地においては、突出感を抑え、周辺の住環境に調和する意匠・形態、色彩とする。
田園地帯周辺	・田園景観との一体感に配慮し、周辺と調和した意匠・形態とする。

北部地域

地域特性	景観形成基準
秋田港周辺	・より一層にぎわいを創出するよう意匠・形態を工夫する。
歴史的建造物 周辺	・寺院や旧羽州街道の歴史的建造物周辺の行為地においては、その雰囲気を継承した意匠・形態とする。
並木道	・自衛隊通りや四ツ屋街道などの並木道に面した行為地においては、建物や並木の高さを乱さないようにする。 ・並木と調和した意匠・形態とする。
緑の景観 (田園・山並み)	・田園景観や山並みとの一体感に配慮し、周辺と調和した意匠・形態とする。

河辺地域

地域特性	景観形成基準
旧羽州街道周辺	・歴史的雰囲気を継承した意匠・形態とする。
自然景観	・筑紫森周辺の行為地においては、山並みとの一体感に配慮し、周辺と調和した意匠・形態とする。 ・岩見川周辺の行為地においては、水辺空間の親水性に調和した意匠・形態とする。
へそ公園周辺	・周囲の田園景観や農村集落に調和した意匠・形態とする。 ・へそ公園から田園景観、農村集落への眺望景観を阻害しないよう、意匠・形態、色彩および高さを工夫する。

雄和地域

地域特性	景観形成基準
高尾山からの 眺望	・高尾山から雄物川への眺望景観を阻害しないよう、意匠・形態、色彩および高さを工夫する。
雄物川	・河川空間の親水性や周囲の自然景観に調和した意匠・形態とする。 ・新波橋、水沢橋などのランドマークとなる橋梁との調和した意匠・形態とする。
田園風景	・田園景観との一体感に配慮し、周辺と調和した意匠・形態とする。

(2) 工作物

工作物について、届出対象となる大規模行為に対し、第1編で定めた方針や行為地の用途地域等都市計画上の土地利用に応じ、**共通基準**、**地域別基準**を定めます。対象となる工作物について、**該当する項目**全ての基準が適用されます。

共通基準

工作物について、全ての届出対象となる大規模行為に対し、共通に適用する基準を次とおり定めます。

項目	景観形成基準
配置・規模	・建築物に設置する工作物は周辺に与える突出感、違和感、圧迫感を軽減する。
意匠・形態	・意匠・形態が周辺の景観と調和するようデザインする。
色彩・素材	・周辺環境と調和する色彩・素材にする。
外構・緑化	・敷地内は緑化する。

地域別基準

第1編の「地域別方針」で定めた地域の核となる景観資源の方針に基づき、次のとおり工作物の地域別基準を定めます。

中央地域

地域特性	景観形成基準
千秋公園周辺	・商業・教育施設が立地するお堀周辺では、公園との連続性に配慮した意匠・形態とする。 ・使用する色彩は、公園の緑と調和するものとする。
川反周辺	・旭川の親水性と調和した意匠・形態、色彩とする。 ・建物ファサード、看板等のデザインや美しい夜間景観の演出に配慮する。
寺町周辺	・落ち着きのある雰囲気を継承した意匠・形態とする。
太平山への眺望	・千秋公園・旭川周辺で太平山を背景とする行為地においては、周辺と調和する意匠・形態、色彩とし、眺望景観を阻害しないよう、高さを工夫する。

東部地域

地域特性	景観形成基準
太平山への眺望	・太平山を背景とする行為地においては、周辺と調和する意匠・形態、色彩とし、眺望景観を阻害しないよう、高さを工夫する。

西部地域

地域特性	景観形成基準
大森山への眺望	・新屋表町通りに近接する行為地においては、周辺と調和する意匠・形態、色彩とし、眺望景観を阻害しないよう、高さを工夫する。
海岸沿い地域	・水辺空間の親水性に調和した意匠・形態とする。

南部地域

地域特性	景観形成基準
田園地帯周辺	・田園景観との一体感に配慮し、周辺と調和した意匠・形態とする。
御所野ニュー タウン	・住宅地に近接する行為地においては、突出感を抑え、周辺の住環境に調和する意匠・形態、色彩とする。

北部地域

地域特性	景観形成基準
緑の景観 (田園・山並み)	・田園景観や山並みとの一体感に配慮し、周辺と調和した意匠・形態とする。

河辺地域

地域特性	景観形成基準
自然的景観	・筑紫森周辺の行為地においては、山並みとの一体感に配慮し、周辺と調和した意匠・形態とする。 ・岩見川周辺の行為地においては、水辺空間の親水性に調和した意匠・形態とする。
へそ公園周辺	・周囲の田園景観や農村集落に調和した意匠・形態とする。 ・へそ公園から田園景観、農村集落への眺望景観を阻害しないよう、意匠・形態、色彩および高さを工夫する。

雄和地域

地域特性	景観形成基準
高尾山からの 眺望	・高尾山から雄物川への眺望景観を阻害しないよう、意匠・形態、色彩および高さを工夫する。
雄物川	・河川空間の親水性や周囲の自然景観に調和した意匠・形態とする。 ・新波橋、水沢橋などのランドマークとなる橋梁との調和した意匠・形態とする。
田園風景	・田園景観との一体感に配慮し、周辺と調和した意匠・形態とする。

3 国、地方公共団体の行為等について

国や県、市などの地方公共団体には景観法に基づく届出義務はありませんが、美しく魅力ある景観を形成していくためには、行政も景観に対し、率先して取り組む必要があります。このため、国や地方公共団体も大規模行為に際しては、前項の景観形成基準によるほか、次の促進事項に配慮した景観形成を図ります。

* 国の機関や地方公共団体が景観区域内で大規模行為を行う場合は、景観法第16条第5項の規定により、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければなりません。

項目	促進事項	
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な建築行為の際は、景観形成基準を遵守した景観の形成を図る。 	
景観の性質	緑の景観	<ul style="list-style-type: none"> ・千秋公園・高清水公園等の都市公園等では整備をより進め、緑地景観の形成を図る。 ・田園地帯の幹線道路沿道の野立看板等を適正に誘導した景観形成を図る。
	水辺景観	<ul style="list-style-type: none"> ・セリオン周辺においては、より一層にぎわいの創出を図る。 ・市街地の河川は、親水性に一層配慮した景観形成に取り組む。 ・河川の堤防や河川敷の河川空間の整備に際しては自然・社会環境に配慮した水辺景観の形成に積極的に努める。
	歴史景観	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的資源・觀光的資源固有の雰囲気を継承し、景観の形成を図る。
	眺望景観	<ul style="list-style-type: none"> ・眺望点のさらなる維持管理等に努め、市民等への周知を図る。 ・大規模建築行為等の建築に際しては、市街地からの眺望に与える影響に配慮した景観の形成を図る。

第2章 屋外広告物に関する景観形成基準

屋外広告物は、商品やサービスに関する情報を伝えるだけでなく、建物などの位置を知らせる目印となるなど、人々や社会へのメッセージを有しています。その多くは民間の経済活動によるもので、多くの人々の目を引きつけることから、市民共有の財産である都市景観への配慮は不可欠であるといえます。

よって、次の基本的な考え方をもとに屋外広告物による良好な景観の維持・保存、創出を図ります。

1 景観づくりの方針

都市景観との調和に配慮した広告景観の形成

都市景観は、自然をはじめ建物や道路、街路樹など様々な要素によって構成されており、屋外広告物は、こうした都市景観を構成する重要な要素です。

よって、良好な広告景観の形成は、他の景観構成要素との調和、あるいは広告物相互の調和などに配慮することを基本とします。

景観特性を活かした広告景観の形成

本市の市域は、自然的景観の地域や都市的景観の地域などその特性により幾つかの地域に分類することができます。また、その地域の中には、商業業務地区や住宅街、あるいは歴史的な地区、田園地区など多様な特性がみられます。

よって、景観特性を十分に把握したうえで、ふさわしい広告景観を形成していくことを基本とします。

市民の主体的な取り組みによる広告景観の形成

良好な広告景観の形成は、広告主をはじめ屋外広告業者、広告物の掲出の場を提供する市民の取り組みが必要不可欠です。そのため、「屋外広告物景観形成基準」を設け、関係者間の共通ルールとして、お互いに協力、連携しながら、取り組んでいくことが大切です。

2 景観形成基準

高さ、10mを超え、かつ、表示の期間が2箇月を超える屋外広告物の表示、移転、もしくは内容の変更又は広告物を掲出物件の設置、改造、移転、修繕、もしくは色彩の変更（当該広告物等が建築物と一体となって設置される場合にあっては地盤面から当該広告物等の上端までの高さとする。また、改造により新たに高さが10mを超えることとなる場合を含む。）を行おうとする場合は、次ページの基準により、屋外広告物景観の形成を図ります。

また、広告物等の表示等の際には、秋田市屋外広告物条例に基づく許可が必要であるため、屋外広告物条例等を改正し、景観計画と連携することで、一体的な景観形成を図ります。

屋外広告物の景観形成基準

項目	景観形成基準
掲出位置	<ul style="list-style-type: none"> 建築物とバランスをとる。 わかりやすい位置に掲出する。 建物や並木の高さを乱さないようにする。
数量・面積	<ul style="list-style-type: none"> 掲出する情報・内容を整理・集約（集合化）して少なくする。 建物とのバランスに配慮する。 印象に残る効果的なものになるよう表現を工夫し、必要最小限の大きさとする。 建物や施設のイメージ・性格等に合うものにする。
意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> 周辺と調和する地色とする。
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の色彩と調和する色相・彩度・明度とする。 汚れが目立たないような耐久性、耐候性のある材料を使用する。 シンプルですっきりしたものにする。
表現方法	<ul style="list-style-type: none"> デザイン・字体・絵・写真等は質の高いものにする。 電飾等は、地域の特性に応じたものとする。 簡潔でわかりやすい内容にする。 商業地では、広告物がにぎわい、活気、楽しさを演出する要素になるようにする。

対象となる屋外広告物



第3章 地域の景観ルール

1 景観法に基づく地域の景観ルール

景観法では、景観計画による全市を対象とした緩やかな規制・誘導のほか、以下の手法を活用することで、地域の景観特性に応じたきめ細かいルールを定め、景観づくりを推進することができます。また、こうしたルールを定めることで、マンション建築等の際に発生するおそれのある景観に関する紛争を予防する効果が期待できます。

市は、市民がそれらを積極的に活用できるよう、支援等の仕組みを整え、働きかけを行っていきます。

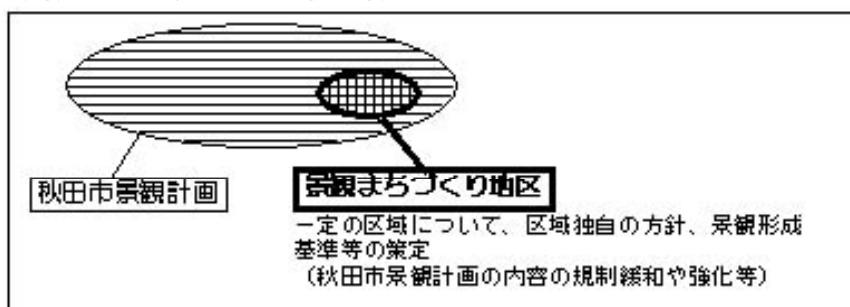
(1) 景観まちづくり地区

制度の概要

景観法では、景観計画区域の一部について、その地区の特性に応じた方針や景観形成基準、届出対象行為などを定めることができます。市では、地域の良好な景観を形成するために特に重要な地区を「景観まちづくり地区」として位置づけます。位置付けにあたっては、景観法第9条に基づき、景観計画の策定または変更が必要となります。

また、市民は、景観法第11条第1項にもとづき、景観計画区域の一部について、景観計画の策定や変更を提案することができます。市では、こうした市民提案による景観計画区域についても、景観まちづくり地区として位置づけます。

景観まちづくり地区の位置付けイメージ



景観計画区域の設定

区域の設定に当たっては、当該地域における景観上の特性に配慮し、良好な景観の形成のための行為の制限等の措置を行う上で、必要かつ十分な区域を設定すべき

眺望景観や流域景観などの広域的な観点からの景観規制誘導が今までに既になされている場合、又はその必要がある場合には、当該広域的な景観に充分な留意が必要

必要に応じて景観協議会等の活用

一の景観計画区域内に、景観上の特性が異なる地区を複数含む場合においては、景観計画区域内において、地区を区分して、それぞれの区分ごとに届出対象行為の追加及び適用除外、届出対象行為ごとの景観形成基準を別に定めることが可能

地形上の特性等により、一の景観計画の区域が複数の分離した区域を持つことも可能

なお、一の景観行政団体において、複数の土地の区域について、それぞれ別の景観計画を定めることも想定

例えば市町村合併がなされた市において、合併前の市町村の取組が大きく異なる場合や、地形的に一体とすることが難しい場合等、一の景観計画とすることが不適当である場合

市の取り組み

特定の地域について制限を設ける場合、土地所有者等の合意と景観に対する意識の高揚が大変重要です。一方、近年は行政のみならず、住民やNPO法人等が良好な景観に関する取組みを行うようになっています。市では、住民等の取組みを景観計画に積極的に位置づけるため、まちづくり活動に対する支援制度を設け、住民等との協働により地域の景観づくりを進めます。

景観条例での対応

現行の秋田市都市景観条例では、地域の景観を重点的に整備する必要のある地区については、「都市景観地区」に指定し、独自の届出基準、景観形成基準を設け、景観を誘導しています。現在都市景観地区に指定している川反地区については、市民協働による景観づくりという本計画の特徴に鑑み、機械的に「景観まちづくり地区」へ移行せず、地域の関係者等の景観まちづくり活動による住民提案に基づき、位置づけを検討します。

なお、景観法においては、景観計画の変更により、一定の地域について独自の基準等を定めることができるとされており、本計画策定後は、自主制度である都市景観地区制度の存続理由がないことから、これを廃止します。

(2) 景観地区・準景観地区

制度の概要

景観地区とは、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画として定めることができる地区で、景観法第61条に規定されています。

景観地区では、建築物や工作物の色やデザイン等の制限について、都市計画で裁量的・定性的な基準として定め、規制することが可能となります。建築物の建築等を行うためには、市の認定が必要となります。

建築物について定めることのできる制限は、形態意匠の制限（必須）に加え、必要に応じて高さの最高限度、最低限度、壁面の位置の制限、敷地面積の最低限度を定めることができます。認定制度や建築確認により制限への適合が担保され、適合しない場合は、停止や、是正のための措置を命ずることができます。工作物や開発行為等の行為についても、必要に応じて規制を行うことが可能となります。

準景観地区とは、都市計画区域および準都市計画区域外の景観計画区域のうち、相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域について、その景観の保全を図るために定めることができる地区で、景観法第71条に規定されています。景観地区に準じた規制を行うことができます。

市の取り組み

市は、地域の景観まちづくり活動の状況等を参考に、景観地区・準景観地区的指定について検討します。

(3) 地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限

制度の概要

地区計画の区域内における行為については、届出・勧告制度により制限されていますが、建築物等の形態意匠について制限を設けた場合は、景観法に基づく条例を定め、認定制度を運用することにより、裁量的・定性的な内容を含む制限を行うことができます。

市の取り組み

市は、主に現在地区計画が定められ、かつ、建築物等の形態意匠について定められている地域について、制限を行うことを検討します。現在地区計画が定められていない地域については、都市計画の提案制度により、地区計画の決定について検討します。

* 平成21年3月現在で19地区で地区計画が定められています。

NO	地区計画の名称	最終決定日
1	通町地区計画	平成5年2月18日
2	秋田新都市老人福祉総合エリア地区計画	平成6年2月10日
3	泉ハイタウン地区計画	平成7年12月12日
4	樅山石塚谷地地区計画	平成10年9月22日
5	下浜桂根地区計画	平成10年9月22日
6	下浜羽川地区計画	平成10年9月22日
7	外旭川小谷地地区計画	平成11年4月1日
8	仁井田本町地区計画	平成13年2月7日
9	仁井田福島地区計画	平成15年8月22日
10	桜台地区計画	平成15年8月22日
11	山手台地区計画	平成15年8月22日
12	広面谷内佐渡地区計画	平成16年3月12日
13	下新城中野地区計画	平成18年8月1日
14	御所野堤台地区計画	平成17年4月12日
15	土崎港中央四丁目地区計画	平成17年11月10日
16	御所野下堤・元町地区計画	平成17年11月10日
17	御所野元町地区計画	平成17年11月10日
18	御所野地蔵田地区計画	平成17年11月10日
19	南ヶ丘地区計画	平成19年11月29日



(4) 景観協定

制度の概要

景観協定は、景観計画区域内の一団の土地について、良好な景観の形成を図るために、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する事項について協定を締結するもので、協定を締結した場合、市長の認可を受けなければなりません。

景観協定では、建築物、工作物、樹林地、草地、緑化、屋外広告物、農用地等の景観を構成する多様な要素について一体として定めることが可能となり、また、景観計画等の規制よりも厳しい規制内容とすることや、規制手法にはなじまないソフトな事項について定めることも可能です。

市の取り組み

市は、地域の提案を受け、景観協定の締結について検討し、地域の土地所有者等全員の合意等の要件が整った場合、協定を認可します。

景観条例での対応

現行の秋田市都市景観条例では、景観協定に類似する制度として、「都市景観市民協定」制度がありますが、本計画策定後は、制度的な混乱を避けるため、同制度を廃止します。

2 他法令に基づくまちづくりルール

(1) 都市計画法

風致地区

都市内の良好な自然景観が形成されている区域を保全するため、建築等の規制を行うもの。今後、決定や条例制定の権限移譲が見込まれ、市街地内で重点的に緑地の保全が必要な地域について、追加指定を検討します。



高度地区

日照や通風の確保や土地利用の増進のため、建物の高さについての制限を定めるもの。

地区計画（再掲）

地区レベルのきめ細かいまちづくりのルールを都市計画として定めるもの。

特別用途地区

地域の景観と密接に関連する土地利用に関し、地区別のコントロールを図るもの。

(2) 都市緑地法

市民緑地

土地所有者等と地方公共団体などが契約し、緑地や緑化施設を地域の人たちに公開するもの。

緑地保全地域

里地・里山など都市近郊の緑地について、緩やかな規制誘導により保全するもの。

特別緑地保全地区

都市内の良好な自然環境となる緑地を、建築行為の制限等により現状凍結的に保全するもの。

緑化地域

緑が不足している市街地等で、建築物の新築や増築を行う際に一定の緑化を義務づけるもの。

緑化施設整備計画

民間施設の緑化計画を市町村長が認定し、税制の優遇措置により、緑化を推進するもの。

緑地協定

土地所有者等の合意によって、緑地の保全や緑化に関する自主的ルールをつくるもの。

(3) 屋外広告物法

屋外広告物条例

都道府県や景観行政団体が条例を定め、屋外広告物の表示・掲出を規制するもの。

本計画の策定に伴う景観施策との連携により、禁止地域等の追加指定や地域特性を配慮した許可基準などについて、検討します。

(4) 建築基準法

建築協定

土地所有者等の合意によって、建築基準法の基準よりもきめ細かな自主的ルールをつくるもの。より景観に重点を置いたまちづくりを進めたい場合は、景観協定を推奨するなど、目的に応じた使い分けを推奨します。



連担建築物設計制度

既存のまちなみを残すため、複数建築物を同一敷地にあるものとして建築規制を適用するもの。

(5) 文化財保護法

重要文化的景観

人々の生活や風土等を反映した文化的景観の中から優れたものを国が選定し、保全を図るもの。



登録有形文化財（建造物）

築50年以上経過し、一定の基準を満たした建造物の外観の保全と建物の活用を図るもの。

重要伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群保存地区の中から優れたものを国が選定し、保全を図るもの。

第4章 その他良好な景観づくりに関する事項

1 景観法に基づく施策

(1) 景観重要建造物・景観重要樹木について

市は、公共空間から容易に見ることができ、景観形成上重要と認められる建造物（建築物または工作物）または樹木については、次の方針に該当する場合、所有者の意見を聴き、景観重要建造物または景観重要樹木として指定します。

また、指定した景観重要建造物・景観重要樹木については、屋外広告物条例に基づく禁止地域等に指定し、屋外広告物の無秩序な表示や設置を抑制します。今後、教育委員会等の関係機関と協力し、市の指定文化財や保存樹などを中心に指定の対象となる資源の発掘に努めるとともに、指定にあたっては、景観法に基づく所有者や景観整備機構による提案のほか、地域の景観まちづくり活動の成果が反映できるよう、市民協働による景観づくりの推進を図ります。

指定の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観資源として、地域住民に親しまれているもの ・地域のランドマークとなるもので景観への影響が大きいもの ・地域の景観まちづくりの核となるもの

景観重要建造物及び景観重要樹木

地域のランドスケープになる景観上重要な建造物、樹木を積極的に保全

- 景観行政団体の長が、景観上重要な建築物、工作物、樹木を指定
- 所有者等の適正な管理義務、現状変更に関しての景観行政団体の長の許可、景観行政団体及び景観整備機構と所有者が締結する管理協定により景観を維持
- 建築物の外観に係る部分等についての規制緩和が可能（建築基準法の特例による）

景観重要建造物・樹木

【施行規則】（指定基準）

「地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観又は樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること」
 「道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること」

【運用指針】

- 建造物又は樹木自身の歴史的価値や文化的価値を問う趣旨ではないこと
- 所有者など限定された者のみしか、通常見ることができない建造物又は樹木を指定することは適切でないこと

「景観法の概要」（平成17年9月 国土交通省都市・地域整備局都市計画課）より抜粋

(2) 景観重要公共施設について

景観重要公共施設の基本的な考え方

道路、河川、都市公園、港湾などの公共施設は、景観形成の軸となり、都市のイメージを作り上げるうえで大きな役割を果たします。

そのため、地域の良好な景観形成において、特にランドマークとなる公共施設などについては、管理者と協議のうえ、景観づくりの方針に沿った整備や利用が図られるよう、本

計画の中で景観重要公共施設と位置づけ、整備を推進します。

また、検討にあたっては、積極的に市民の参加を求め、市民協働による施設整備を図ります。

景観重要公共施設の整備の方針

道路

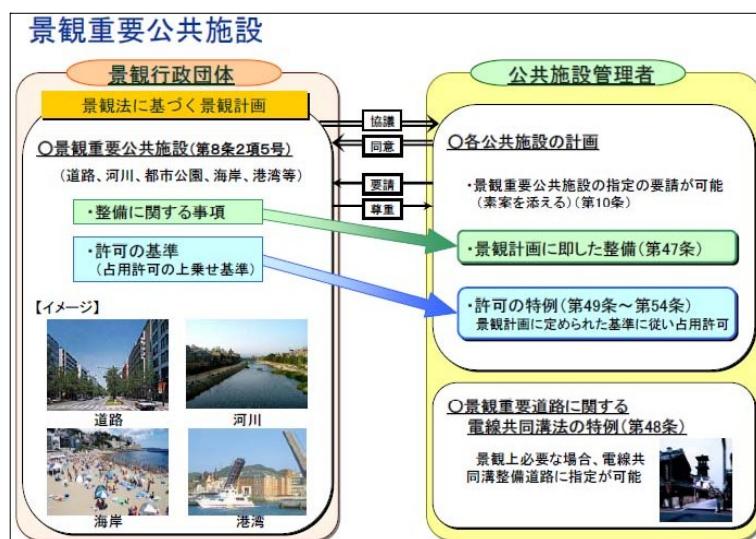
本市の公共施設の中で、特に市民の目に触れやすく、地域の景観に大きな影響を与える主要な幹線道路については、今後、以下の方針により管理者と協議を行い、整備に関する事項を検討します。

整備の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・道路附属施設の意匠・形態は、沿道の建築物等とのバランスを考慮する。 ・歩行者の安全性や快適性を重視した舗装・仕上げとする。 ・街路樹等の植栽により、沿道の緑化に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・街路樹には、地域の特性に即し、かつ維持管理が容易な樹種を選定する。 ・街路樹の剪定方法は、樹木の育成と美観、台風等による倒木防止、病害虫の予防などを考慮する。

都市公園

住民基幹公園や都市基幹公園などの都市公園については、市民に身近な憩いの場であり、都市景観の面からも緑の拠点作りを進めていく必要があります。今後は、以下の方針により管理者と協議を行い、整備に関する事項を検討します。

整備の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・永続性のある緑地を適正に配置するため、緑地率の増加を図ることとする。 ・植栽等の緑化については、地域の特性を生かした樹種を選定し、適切に維持管理するものとする。 ・樹木の剪定方法は、樹木の育成と美観、台風等による倒木防止、病害虫の予防などを考慮する。 ・はり札やはり紙などの違反広告物に対するパトロールを充実し、速やかに除却できる体制を整えることとする。



「景観法の概要」(平成17年9月 国土交通省都市・地域整備局都市計画課)より抜粋

(3) 景観農業振興地域整備計画について

農山村では、その土地ごとの風土に適応した農業の営みや暮らし、その中から生まれ受け継がれてきた伝統文化などの要素が一体となってその地域の景観が醸成されています。一定の区域において景観と調和の取れた良好な営農条件を確保する必要がある場合は、景観法に基づく景観農業振興地域整備計画により、地域の特徴ある景観に配慮した土地利用のあり方や農用地・農業施設の整備・保全の方向性などを定めることができます。

今後、同計画の策定を視野に入れ、地域の景観づくりの取り組みを促していきます。

景観農業振興地域整備計画

棚田、景観作物地帯など景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図るべき区域

- 景観と調和のとれた農業的土地利用を誘導(勧告)
 - ・棚田の畦畔の石積みを保全
 - ・集落全体の共同作業を支援 など
- 勧告に従わない場合には、権利移転に関する協議を勧告
- 景観整備機構は協議の勧告に係る農地の利用権を取得し、管理(景観作物の育成等)

【運用指針】

本事項は、農業振興地域において、それぞれの地域のアイデンティティとなるような魅力ある景観を保全・創出するために必要となる基本的な事項を示すものである。

示すべき基本的事項

- 保全・創出すべき地域の景観の特色
- 保全・創出すべき地域の範囲
- 魅力ある景観を保全・創出するための方針 等



「景観法の概要」(平成17年9月 国土交通省都市・地域整備局都市計画課)より抜粋

(4) 景観協議会

「景観協議会」は、景観計画区域内の様々な立場の関係者が、景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うことができる場で、景観法第15条に規定されています。

本市では、歴史的なまちなみや景観資源が散在する地域で、良好な景観形成と観光振興、地域活性化を一体的に推進するため、市、景観整備機構、公共施設管理者、地域住民、観光協会、周辺事業者等が参加して、景観重要建造物の利活用方策、回遊性を高めるサイン計画や歴史と調和したまちづくりの検討等を行う場合など、住民・事業者と関係行政機関等とが協力して取り組む際に組織し、活用することを検討します。また、地域の景観まちづくりを実施する団体が住民合意を形成する過程で他の関係者との意見調整が必要な場合など、それを支援するための活用を検討します。

景観協議会

住民・事業者と関係行政機関等とが協力して取り組む場の提供

- 景観行政団体、景観重要公共施設管理者、景観整備機構が組織できる協議会
- 必要に応じ、関係行政機関、公益事業者、住民などを加えることが可能
- 協議会で決めた事柄には尊重義務が発生

【運用指針】

1の景観計画区域において複数の景観協議会を組織することも可能

広域的な観点から良好な景観形成を推進する場合には、互いの景観協議会に他方が関係行政機関として構成員となり、二以上の景観協議会を共同開催するなど一的な運用も考えられる。

例：シンボルロードなどの景観重要公共施設と周辺のまちが一体となった景観形成を推進するため、景観行政団体、当該公共施設管理者、電気事業者、周辺商店街振興組合、商工会、地区住民などが参加し、景観重要公共施設としての整備方針、占用の許可の方針の検討、オープンカフェの設置・運営方法など景観形成のあり方を検討する協議会

「景観法の概要」(平成17年9月 国土交通省都市・地域整備局都市計画課)より抜粋

(5) 景観整備機構

景観整備機構制度は、民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する一般社団法人やNPOなどについて、市がこれを指定し、良好な景観形成を担う主体として位置付ける制度で、景観法第92条に規定されています。「景観整備機構」は、専門的情報の提供やコーディネート、景観重要建造物等の管理や指定の提案、景観計画の提案等に加えて、これらを通じた人材育成を行い、住民主体の持続的な取り組みを支援することができます。

今後、既存のまちづくりNPOへ申請を働きかけるほか、地域の景観まちづくり活動を行う団体への支援を通じ、指定候補の育成に努めます。

景観整備機構

NPO法人や公益法人を位置付けて、住民主導の持続的な取組を支援

- 景観の専門家による情報提供
- 住民合意に向けたコーディネート
- 景観重要建造物の買取や整備の推進

【景観整備機構の業務】

- ・良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- ・管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
- ・景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する廣場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。
- ・上記の事業に有効に利用できる土地の取得、管理及び譲渡を行うこと。
- ・景観農業振興地域整備計画の区域内にある土地を同計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。
- ・良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
- ・その他良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

「景観法の概要」(平成17年9月 国土交通省都市・地域整備局都市計画課)より抜粋

2 関連施策の活用

本市では、景観向上に関連する施策が様々行われてあり、これらと連携し、活用することでより効率的な景観づくりを行っていきます。

(1) 緑の保全・創出

都市緑化関連施策

・緑化重点地区整備事業

「秋田市緑の基本計画」における緑化重点地区の公園の再整備を行い、地域防災を含めた都市緑化の推進を図ります。



・緑のまちづくり活動支援基金による支援

「緑のまちづくり活動支援基金」は、市民団体等による身近な緑や広場づくりなどの緑化活動を支援することを目指し、市民・企業のみなさんからの寄付、秋田市からの拠出により創設されました。

この基金では、市民からの提案、申請に基づき、審査を経て、資金の助成を行うことで、市民自ら提案・実践する「緑のまちづくり活動」を支援します。



「緑のまちづくり活動支援基金」イメージ図（財団法人秋田市総合振興公社HP）

・風致地区の追加指定

市街地近郊の自然景勝地・史跡・水辺・丘陵の緑地・緑の多い住宅地等を対象とし、自然の景観などを保護するために定める地区で、追加指定に向けての検討を行います。

・都市公園整備事業

地方公共団体等が行う都市公園の整備を推進するための事業です。

・緑地協定制度

市民や開発事業者が自らの発意で協定を締結し、市街地・住宅地などの緑地を保全・創出するため、協定の認可と指導を行います。

・緑化施設整備計画認定事業

建築物の屋上、空地その他の敷地内の良好な緑化施設の整備に関する計画を市長が認定し、支援する制度で、都市の緑地を推進するため、引き続き周知を図っていきます。

・市民緑地制度

土地所有者や事項地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度で、導入について検討していきます。

・公園愛護協力会の結成促進

町内会などが地域の公園管理を自主的に行うための公園愛護協力会の新規結成促進を図ります。

公園愛護協力会の活性化策の検討を行い、解散防止を図ります。



・花と緑の相談所の充実

多くの市民から草花などの植栽管理について相談が寄せられており、市民の緑化に対する啓発をするため、相談所の充実を図ります。

緑化に関する指導者育成について検討していきます。

(2) 田園景観の保全

・農地の保全

市内の農地は、稲作を中心に生活を支える基盤であるとともに、都市に身近な生物生育空間となっています。また、米どころ秋田を象徴する田園風景の創出、地下水源の供給等多面的な機能を持っています。この機能を維持するためにも、農業振興地域の継続的な指定による良好な農地の保全に努めます。



・耕作放棄地対策

耕作放棄地は、農業従事者の高齢化や担い手不足、生産調整の強化などにより、全国的に増加傾向にあり、農業生産の低下や良好な環境、景観保全など農業農村の多面的機能の低下が懸念されています。

また、世界的に食料危機が深刻化するなかで、国民への食料供給力の向上が強く求められており、優良農地の確保と耕作放棄地の有効活用が重要な課題であることから、国では耕作放棄地の再生利用に向けた各種支援を行っています。

本市においても、耕作放棄地が増加するなかで、食料自給率の向上に向けた取り組みを行うこととしており、平成20年度に市内の現状把握を目的とした「秋田市耕作放棄地等

調査」を関係機関団体の協力を得ながら実施しています。

今後、調査結果を踏まえ、解消計画を策定するなど国の制度を活用しながら、農業上重要な地域を中心に、復元手法、活用パターン、栽培作物など秋田市型の耕作放棄地等活用モデルの構築と実践へ取り組み、耕作放棄地の解消と良好な田園景観の保全・推進に努めます。

(3) 魅力ある景観の保全・創出

文化財の保存と活用

郷土への理解を深め、価値を再認識できるよう歴史的な文化資産を大切に保存し活用するため、本市では文化財保護法に基づく文化財指定等のほか、独自に秋田市文化財保護条例を定め、歴史的・文化的資産の保存・活用に積極的に取り組んでいます。



こうした歴史的・文化的資産は景観の観点からも貴重な景観資源と捉えられるものが多くあることから、文化財保護行政と連携をとりながら、景観重要建造物の指定を検討するなど景観の向上を図ります。

電線共同溝整備事業

市中心市街地における道路から電柱・電線をなくす電線類地中化については、安全で快適な歩行空間の確保、都市防災対策として緊急避難路の確保、歴史的な街並みの保全および都市景観の確保、情報ネットワークの信頼性の確保を主な目的として昭和61年度から3期にわたる「電線類地中化計画」と「新電線類地中化計画」、さらに平成16年4月14日に策定された「無電柱化推進計画」(平成16年度～平成20年度)の5箇年計画に基づき、市道川尻広面線(平成13年度～平成16年度完成)、市道大堰反線(平成17年度～平成19年度完成)、市道秋田環状1号線(平成19年度～)を実施しています。

また、現在策定中である次期5箇年計画(平成21年度～平成25年度)についても、引き続き整備を推進するため、積極的に推進していくこととしています。

これらの事業は景観へ与える影響が大きいことから、連携を図り、良好な街路景観の創出を推進します。



●現状の環状7号線と無電柱化後のイメージ

「東京都環状7号線の無電柱化」(財団法人秋田市総合振興公社HP)

秋田杉街並みづくり推進事業

本市では、市の面積の5分の1を超える杉林をはじめ豊富な森林資源を有することとなつたことを踏まえ、「秋田杉街並みづくり推進事業」として、秋田杉という新たな地域資源を活かしたまちの魅力づくりに取り組んでいます。

本事業では産（社団法人秋田県建築士会、秋田県木材産業協同組合連合会）・学（秋田公立美術工芸短期大学）・官（秋田市）連携による秋田駅西口駅前広場バス乗り場修景整備工事の実施など、良好な景観の推進に繋がっています。

秋田杉の活用については、上述団体や他の市民団体などによる取り組みも見られるようになってきたことから、本事業は今後、市民との協働により進めることとなり、市の景観づくりにおいても連携を図るものとし、第1編の「景観づくりの個別方針」中央地域の「秋田駅西口周辺」に定めたように、秋田市の顔を意識した、魅力ある景観形成を図ります。



「秋田駅西口駅前広場バス乗り場修景整備工事のイメージ」(秋田市都市整備部まちづくり整備室)